

公の施設等に関する罰則の適用について

公の施設等に関する条例において罰則の規定があるものとしては下記の条例がある。

- 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）
- 三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）
- 三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）
- 斎宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第六号）
- 三重県人権センター条例（平成八年三重県条例第三十三号）
- 三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）

それぞれについて、過去 10 年の間に罰則が適用された事例があるか確認したところ、いずれも適用された事例はなかった。

○ 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）

（外来患者、入院患者等に対する指示）

第十条 病院事業の管理者は、病院の施設及び物品の保全、院内の衛生の保持その他病院の管理上必要があると認めるときは、当該職員に、外来患者、入院患者その他の関係者に対し、必要な指示をさせることができる。

（退院）

第十一条 〔略〕

2 病院事業の管理者は、入院患者が次の各号の一に該当するときは、退院を命ずることができる。

- 一 入院診療の必要がなくなつたとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく企業管理規程又はこれらに基づく処分に従わなかつたとき。

（罰則）

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十条の規定による指示に従わなかつた者
- 二 第十一条第二項の規定による退院命令に従わなかつた者

○ 三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）

（行為の制限）

第四条 都市公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者（以下「設置者等」という。）の当該許可に伴う行為については、この限りでない。

- 一 物品の販売その他の営業を行うこと。
- 二 不特定多数の者から寄付を募集し、又は署名を求めることその他これらに類する行為
- 三 ロケーションを行うこと。
- 四 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 〔略〕

（行為の禁止）

第五条 都市公園内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。ただし、設置者等又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）の当該許可に伴う行為については、この限りでない。

- 一 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。

- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 広告物その他これに類する物を掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 五 指定された場所以外の場所に車両（原動機付自転車を含む。）又は牛馬等を持ち入れ、又は引き入れること。
- 六 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 七 指定された場所以外の場所で、喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- 八 キャンプを行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園を構成する物を損傷し、又は汚損すること。

（監督処分）

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は行為の中止若しくは原状回復を命じることができる。

- 一 この条例の規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
 - 三 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置をとるべきことを命じることができる。
- 一 都市公園内における工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（罰則）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第二項の規定に違反して許可に係る事項を変更した者
- 三 第五条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 四 第十一条の規定による知事の命令に違反した者

○ 三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）

（指示）

第十五条 館長は、施設等及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第十九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第十六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者
- 二 美術資料、施設等を損傷するおそれのある者

（観覧の手續）

第十七条 美術館において美術資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧手續をしなければならない。

（模写等の許可）

第十八条 美術館に展示し、又は保管している美術資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用の許可）

第十九条 第二条第三号の規定により講堂等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（許可の条件等）

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
- 二 講堂等を損傷するおそれのあるとき。
- 三 美術館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。

2 教育委員会は、前二条の許可に美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第二十一条 教育委員会は、第十八条又は第十九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、模写等をし、又は使用したとき（第十八条

又は第十九条の許可を受けた者以外の者に模写等をさせたとき、又は使用をさせたときを含む。)

三 前条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第十五条の指示に従わなかつたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

(罰則)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十五条の指示に従わなかつた者

二 第十六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかつた者

三 第十七条の規定による手続をしないで観覧をした者

四 第十八条の許可を受けないで模写等をした者

五 第十九条の許可を受けないで講堂等を使用した者

六 第二十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者

○ 齋宮歴史博物館条例（平成元年三重県条例第六号）

（指示）

第五条 館長は、博物館の施設、設備及び博物館資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第八条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者
- 二 博物館の施設又は設備（以下「施設等」という。）若しくは博物館資料を損傷するおそれのある者

（特別観覧の許可）

第七条 博物館に展示し、又は保管している博物館資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（施設等の使用の許可）

第八条 施設等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の条件等）

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのあるとき。
- 三 博物館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。

2 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第十条 教育委員会は、第七条又は第八条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、特別観覧をし、又は使用したとき。
- 三 前条第二項により付けられた条件に違反したとき。
- 四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

五 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
- 二 第六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかった者
- 三 第七条の許可を受けないで特別観覧をした者
- 四 第八条の許可を受けないで施設等を使用した者
- 五 第十条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者

○ 三重県人権センター条例（平成八年三重県条例第三十三号）

（使用の許可）

第三条 多目的ホールを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない。
- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - 二 施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認められるとき。
- 3 知事は、施設の管理上必要があるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（使用権の譲渡及び転貸の禁止）

第四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者等に対する指示）

第五条 知事は、センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（使用許可の取消し等）

第六条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 詐偽その他不正の行為により多目的ホールの使用の許可を受けたとき。
- 二 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 前条の指示に違反したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

（使用料）

第七条 多目的ホールの使用料の額は、別表のとおりとする。

- 2 多目的ホールの附属設備の使用料の額は、一点又は一式につき一万二千元以下の範囲において知事が定める。
- 3 前二項の使用料は、使用の許可の際、知事が指定する日までに納付しなければならない。
- 4 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（罰則）

第十条 詐偽その他不正の行為により、第七条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍

に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。
 - 一 第三条第三項の規定により付けられた条件に違反して多目的ホールを使用した者
 - 二 第四条の規定に違反した者
 - 三 第五条の指示に従わなかった者
 - 四 第六条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わず多目的ホールを使用した者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、不正の行為により許可を受けて多目的ホールを使用した者

○ 三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）

（指示）

第十五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第十七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第十八条の許可を受けた者をいう。第二十一条及び第二十三条において同じ。）、施設等の利用者（第十九条の許可を受けた者をいう。第二十一条及び第二十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第十六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は前条の指示に従わなかった者

（観覧の手續）

第十七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならない。

（博物館資料の閲覧等の許可）

第十八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（施設等の利用の許可）

第十九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（許可の条件等）

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第十八条の許可を与えないことがで

きる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し)

第二十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条若しくは第十九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用したとき。

三 暴力団の利益になると認められるとき。

四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第十五条の指示に従わなかったとき。

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十五条の指示に従わなかった者

二 第十六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者

三 第十七条の手続をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者

四 第十八条の許可を受けずに博物館資料の閲覧、撮影等を行った者

五 第十九条の許可を受けずに施設等を利用した者

六 第二十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者